

平成 2 8 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 2 号	平成 2 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 3 号	平成 2 7 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案第 4 号	平成 2 7 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）……………	別冊
議案第 5 号	平成 2 7 年度上尾市公共下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	別冊
議案第 6 号	平成 2 7 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 7 号	平成 2 7 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）……………	別冊
議案第 8 号	平成 2 8 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 9 号	平成 2 8 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	平成 2 8 年度上尾市公共下水道事業特別会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	平成 2 8 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 1 2 号	平成 2 8 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 1 3 号	平成 2 8 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 4 号	上尾市行政不服審査会条例の制定について……………	1
議案第 1 5 号	上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の 一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 1 6 号	上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を 改正する条例の制定について……………	7
議案第 1 7 号	上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す る条例の制定について……………	1 0
議案第 1 8 号	上尾市人権教育推進協議会条例の制定について……………	1 2
議案第 1 9 号	上尾市職員の退職管理に関する条例の制定について…	1 5
議案第 2 0 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……	1 7
議案第 2 1 号	上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	2 4

議案第 2 2 号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について…	2 6
議案第 2 3 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…	2 7
議案第 2 4 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…	3 5
議案第 2 5 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について…	3 7
議案第 2 6 号	上尾市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について…	3 9
議案第 2 7 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について…	4 0
議案第 2 8 号	上尾市行政不服審査法関係手数料条例の制定について…	4 2
議案第 2 9 号	上尾市建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	4 5
議案第 3 0 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	4 6
議案第 3 1 号	上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を改正する条例の制定について…	5 2
議案第 3 2 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…	5 4
議案第 3 3 号	上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…	7 6
議案第 3 4 号	上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について…	7 9

議案第 3 5 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 1
議案第 3 6 号	上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 9
議案第 3 7 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 0
議案第 3 8 号	財産の取得について……………	1 1 0
議案第 3 9 号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について……………	1 1 2
議案第 4 0 号	市道路線の認定について……………	1 1 3
議案第 4 1 号	市道路線の廃止について……………	1 2 0
議案第 4 2 号	市道路線の認定について……………	1 2 3
議案第 4 3 号	市道路線の認定について……………	1 2 4
議案第 4 4 号	公平委員会委員の選任について……………	1 2 5
議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について……………	1 2 6
議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について……………	1 2 7
議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について……………	1 2 8
議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について……………	1 2 9
議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 0
議案第 5 0 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 1
議案第 5 1 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 2
議案第 5 2 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 3
議案第 5 3 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 4
議案第 5 4 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 5
議案第 5 5 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 6

議案第14号

上尾市行政不服審査会条例の制定について
上尾市行政不服審査会条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島村 穰

上尾市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、上尾市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 行政不服審査会委員

別表第1の7の項の次に次のように加える。

7の2	行政不服審査会	
	会長	日額 16,000円
	委員	日額 15,000円

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、上尾市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(上尾市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 上尾市情報公開条例（平成 11 年上尾市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 15 条第 3 項中「第 20 条及び」を削る。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求

第 20 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 20 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 21 条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「第 1 項」に改め、同条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る行政文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該

当する場合を除き、上尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を改め、当該審査請求に、「の決定」を「の裁決」に改める。

（上尾市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第3項中「第30条及び」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第30条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第30条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第31条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不

服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、上尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第32条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた同条例第12条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）又は同条例

第6条第1項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市個人情報保護条例第3章の規定は、施行日以後にされた同条例第19条第1項に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）、同条例第26条第1項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）又は同条例第13条第1項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）若しくは同条例第23条第3項に規定する訂正請求等（以下「訂正請求等」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

提案理由

行政文書の公開決定等及び保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、審理員による審理手続に関する行政不服審査法の規定は適用しないことなどを定めたいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を「第21条第1項」に、「第30条」を「第31条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条第1項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「又は実施機関」を「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）」に改める。

第12条中「第9条」を「第13条」に改め、同条を第16条とし、第9条から第11条までを4条ずつ繰り下げる。

第8条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第12条とし、第7条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された行政文書又は保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

行政不服審査法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の規定に準じて、上尾市情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の手続に関する規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上尾市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年上尾市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（審査の申出の期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の規定に準じて、固定資産評価審査委員会の審査の手続に関し所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市人権教育推進協議会条例の制定について
上尾市人権教育推進協議会条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市人権教育推進協議会条例

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、同法第2条に規定する人権教育（以下「人権教育」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上尾市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画（以下「人権教育推進基本計画」という。）の策定及びその変更について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権教育推進基本計画に基づく施策の推進その他人権教育推進基本計画に関すること。
- (2) 人権にかかわる機関又は団体との連携及び協力に関すること。
- (3) その他人権教育の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
- (4) 人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
- (5) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第25号の次に次の1号を加える。

(25)の2 人権教育推進協議会委員

別表第1の25の項の次に次のように加える。

25の2	人権教育推進協議会	
	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

提案理由

上尾市人権教育推進協議会を地方自治法に規定する附属機関として位置付けたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市職員の退職管理に関する条例の制定について
上尾市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地

位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 20 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭
和 43 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 4 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 6 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が	0.86

	支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由と	0.83

	なった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共	0.88

済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（次項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。
- 3 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下この項から第5項までにおいて「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするも

のをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 5 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則

第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

- 6 第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の改正に準じて、傷病補償年金等の額の調整に関する規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(5)の 2 農地利用最適化推進委員

第 1 条の 2 第 6 4 号を次のように改める。

(64) 削除

第 1 条の 2 第 6 5 号の 2 を次のように改める。

(65)の 2 子ども・若者相談員

第 1 条の 2 第 6 5 号の 3 を削り、同条第 6 7 号及び第 6 8 号を次のように改める。

(67)及び(68) 削除

第 1 条の 2 第 7 0 号及び第 7 1 号を次のように改める。

(70)及び(71) 削除

第 1 条の 2 第 7 1 号の 2 及び第 7 8 号の 2 から第 7 8 号の 4 までを削る。

第 4 条中「第 6 3 号まで、第 6 5 号から第 7 7 号まで及び第 7 8 号の 2 から第 7 8 号の 4」を「第 7 7 号」に改める。

別表第 1 の 5 の項の次に次のように加える。

5 の 2	農地利用最適化推進委員	月額 4 2 , 0 0 0 円
-------	-------------	------------------

別表第 1 の 2 5 の項報酬額の欄を次のように改める。

日額 7 , 0 0 0 円
日額 6 , 0 0 0 円

別表第1の62の項報酬額の欄を次のように改める。

月額 112,500円以内

別表第1の64の項を次のように改める。

64	削除	
----	----	--

別表第1の65の2の項を次のように改める。

65の2	子ども・若者相談員	日額 15,000円（相談、助言及び指導に係る業務を居宅等を訪問して行う場合にあっては、19,300円）
------	-----------	--

別表第1の65の3の項を削り、同表の67の項及び68の項を次のように改める。

67及び68	削除	
--------	----	--

別表第1の70の項及び71の項を次のように改める。

70及び71	削除	
--------	----	--

別表第1の71の2の項及び78の2の項から78の4の項までを削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

農地利用最適化推進委員などに支給する報酬の額を定めるとともに、国民年金相談員ほか8つの非常勤職員を特別職の範囲から除くことに伴い、これらの職員に係る報酬額の規定を削除したいので、この案を提出する。

議案第 22 号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和 37 年上尾市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 11 条において準用する場合も含む。)」を削り、同条第 7 号中「農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項」を「農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。

(上尾市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員定数条例(平成 23 年上尾市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項第 7 号中「第 20 条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「100 分の 4」を「100 分の 5」に改める。

第 16 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 40」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 3 条関係)

給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	226,400	259,200	289,400	298,900	328,500	358,000
	2	141,200	228,000	261,500	291,700	301,500	331,000	361,100
	3	142,400	229,500	263,800	294,000	304,100	333,500	364,200
	4	143,500	231,100	266,100	296,300	306,700	336,000	367,300
	5	144,600	232,600	268,200	298,600	309,300	338,300	370,400
	6	145,700	234,300	270,500	300,900	311,900	340,800	373,500
	7	146,800	235,800	272,800	303,200	314,500	343,300	376,600

再任用職員以外の職員

8	147,900	237,400	275,100	305,500	317,100	345,800	379,700
9	149,000	238,900	277,200	307,800	319,700	348,100	382,800
10	150,400	240,400	279,500	310,100	322,300	350,600	385,900
11	151,700	242,000	281,800	312,400	324,900	353,100	389,000
12	153,000	243,500	284,100	314,700	327,500	355,600	392,100
13	154,300	245,000	286,200	317,000	330,100	357,900	395,200
14	155,800	246,500	288,400	319,200	332,700	360,400	398,300
15	157,300	247,900	290,700	321,500	335,300	362,900	401,400
16	158,900	249,300	292,900	323,700	337,900	365,400	404,500
17	160,200	250,800	294,900	326,000	340,500	367,700	407,600
18	161,700	252,600	297,200	328,000	343,100	370,200	410,700
19	163,200	254,300	299,500	330,200	345,700	372,700	413,800
20	164,700	256,100	301,800	332,400	348,300	375,200	416,900
21	166,100	257,800	303,900	334,500	350,900	377,500	420,000
22	168,800	259,600	306,200	336,700	353,500	380,000	423,100
23	171,400	261,400	308,400	338,800	356,100	382,500	426,200
24	174,000	263,100	310,700	341,000	358,700	385,000	429,300
25	176,700	265,100	312,900	343,000	361,300	387,300	432,400
26	178,400	267,000	315,000	345,000	363,900	389,800	435,500
27	180,100	268,800	317,200	347,100	366,400	392,300	438,600
28	181,800	270,700	319,300	349,100	369,000	394,800	441,700
29	183,300	272,400	321,400	351,000	371,100	397,100	444,800
30	185,100	274,300	323,400	353,000	373,600	399,600	447,900
31	186,900	276,200	325,500	354,800	375,900	402,100	451,000
32	188,600	278,000	327,500	356,700	378,400	404,600	454,100
33	190,200	279,700	329,500	358,700	380,900	406,900	457,200
34	192,000	281,600	331,600	360,600	383,600	409,300	460,300
35	193,800	283,400	333,600	362,600	386,200	411,800	463,300
36	195,600	285,300	335,700	364,500	388,900	414,200	466,300
37	197,200	287,000	337,300	366,500	391,300	416,100	469,300

38	199,000	288,700	339,200	368,400	393,600	418,400	472,300
39	200,800	290,500	341,100	370,400	395,800	420,500	475,300
40	202,600	292,300	343,000	372,400	398,200	422,700	478,400
41	204,300	294,000	344,700	373,900	400,000	424,700	481,100
42	206,100	295,700	346,600	375,700	402,000	426,800	484,200
43	207,900	297,400	348,500	377,500	403,900	428,900	487,200
44	209,700	299,000	350,300	379,100	405,700	431,000	490,300
45	211,100	300,700	352,200	380,900	407,600	432,700	493,000
46	212,900	302,400	354,000	382,300	409,400	434,500	495,300
47	214,600	304,000	355,800	383,800	411,200	436,500	497,600
48	216,400	305,700	357,500	385,400	413,100	438,500	499,900
49	218,100	306,900	358,900	386,800	414,900	440,400	502,000
50	219,800	308,400	360,200	388,000	416,400	442,200	503,400
51	221,400	309,900	361,600	389,200	417,900	444,000	504,900
52	223,000	311,500	363,000	390,300	419,500	445,700	506,300
53	224,500	313,100	364,300	391,400	421,100	447,500	507,500
54	226,200	314,700	365,200	392,600	422,400	449,000	
55	227,800	316,300	366,300	393,800	423,700	450,400	
56	229,400	317,800	367,400	394,900	424,900	451,900	
57	230,800	319,300	368,200	395,600	426,100	453,300	
58	232,300	320,500	369,100	396,300	427,400	454,600	
59	233,800	321,700	370,000	397,000	428,700	455,900	
60	235,100	322,900	370,900	397,700	429,900	457,100	
61	236,400	323,600	371,800	398,300	431,100	458,100	
62	237,600	324,500	372,600	398,900	431,900	458,800	
63	238,700	325,300	373,400	399,400	432,700	459,600	
64	239,900	326,100	374,200	399,800	433,500	460,300	
65	241,200	327,000	374,900	400,200	434,100	461,000	
66	242,500	327,400	375,600	400,500	434,800	461,800	
67	243,700	328,100	376,300	400,800	435,500	462,500	

68	245,000	328,900	377,000	401,100	436,200	463,100	
69	246,000	329,700	377,500	401,400	437,000	463,600	
70	247,400	330,400	378,100	401,700	437,800	464,200	
71	248,900	331,100	378,700	402,000	438,200	464,800	
72	250,400	331,800	379,400	402,300	438,900	465,400	
73	251,800	332,300	379,800	402,600	439,400	465,900	
74	253,200	332,900	380,500	402,900	439,800		
75	254,600	333,400	381,100	403,200	440,200		
76	256,000	334,000	381,700	403,500	440,600		
77	257,200	334,300	382,100	403,800	441,000		
78	258,500	334,800	382,700	404,100	441,400		
79	259,900	335,200	383,300	404,400	441,800		
80	261,300	335,700	383,900	404,700	442,100		
81	262,600	336,100	384,300	404,900	442,400		
82	263,700	336,600	384,800	405,200	442,800		
83	265,000	337,100	385,300	405,500	443,100		
84	266,300	337,600	385,900	405,800	443,400		
85	267,400	337,900	386,200	406,000	443,700		
86	268,500	338,300	386,600	406,300			
87	269,800	338,800	387,000	406,600			
88	271,100	339,200	387,400	406,800			
89	272,200	339,500	387,700	407,000			
90	273,200	339,900	388,000	407,300			
91	274,300	340,400	388,300	407,600			
92	275,400	340,800	388,600	407,800			
93	276,600	341,000	388,800	408,000			
94		341,400	389,100	408,300			
95		341,900	389,400	408,600			
96		342,300	389,600	408,800			
97		342,400	389,800	409,000			

	98		342,900	390,100				
	99		343,300	390,400				
	100		343,600	390,600				
	101		343,900	390,800				
	102		344,300	391,100				
	103		344,700	391,400				
	104		345,100	391,600				
	105		345,600	391,800				
	106		346,000					
	107		346,400					
	108		346,800					
	109		347,300					
	110		347,700					
	111		348,000					
	112		348,300					
	113		348,800					
昇任用職加		214,000	254,000	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(等級別基準職務表)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第9条の2第2項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

第15条第1項中「7時間45分に16を乗じたもの」を「その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日（同法に規定する休日並びに日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）までの日数の合計に7時間45分を乗じて得たもの」に改める。

第16条の2第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	部長及び参事の職務
6級	部の次長、主席副参事及び副参事の職務
5級	課長、主席主幹、主幹及び保育所長の職務
4級	副主幹及び保育所副所長の職務
3級	主査の職務
2級	主任の職務
1級	主事及び技師の職務

（上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額（円）
1	371,000
2	419,000
3	471,000

4	532,000
5	607,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級
給料月額（円）	166,100	214,000	254,000

第10条第4項中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の2第2項並びに別表の改正規定及び第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表並びに第8条第1項の表の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第16条の5第2項第1号並びに第2号の改正規定及び改正後の任期付職員条例第10条第4項の改正規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則

で定める。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定等を行いたいので、この案を提出する。

議案第 24 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の212.5」を「100分の
222.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の197.5」を「100分の
202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」
に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の各条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出する。

議案第 25 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 37 年上尾市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市職員の旅費に関する条例(昭和 49 年上尾市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 4 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成 3 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 5 条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 7 年上尾市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 13 条第 7 項中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に改め

る。

(上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年上尾市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同項第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第2条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関する任命権者の報告事項を改めるほか、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
上尾市職員の旅費に関する条例（昭和 49 年上尾市条例第 9 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条第 1 項中「、又は赴任し」を削り、同条第 2 項中「又は赴任」を削
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

赴任旅費に関する規定を削除したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例(昭和 30 年上尾市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和 30 年上尾市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 4 第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

(上尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 上尾市固定資産評価審査委員会条例(昭和 30 年上尾市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)第 3 条第 1 項」に改める。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和 44 年上尾市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

第6条 上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年上尾市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市行政不服審査法関係手数料条例の制定について
上尾市行政不服審査法関係手数料条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）の規定による提出書類等の写し等の交付を受ける者が法の規定に基づき納付する手数料の額その他当該手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類等の写し等の交付を受ける者が納付する手数料の額等)

第 2 条 次に掲げる法律の規定により納付する手数料の額は、別表の左欄に掲げる交付の方法及び同表の中欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に定める額とする。

- (1) 法第 38 条第 6 項において読み替えて適用する同条第 4 項
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 258 条第 1 項において準用する法第 38 条第 4 項
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 216 条第 1 項において読み替えて準用する法第 38 条第 4 項
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 433 条第 1 項において読み替えて準用する法第 38 条第 4 項
- (5) 法第 81 条第 3 項において読み替えて準用する法第 78 条第 4 項

2 前項に規定する手数料は、法第 38 条第 1 項（地方自治法第 258 条第 1 項において準用する場合並びに公職選挙法第 216 条第 1 項及び地方税法第 433 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第 3 条 法第 11 条第 2 項に規定する審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の額を減額し、又は免除することができ

る。

- 2 法第9条第1項に規定する審査庁が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「法第11条第2項に規定する審理員」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

第4条 前条第1項の規定は、法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料について準用する。この場合において、前条第1項中「法第11条第2項に規定する審理員」とあるのは、「上尾市行政不服審査会条例（平成28年上尾市条例第 号）第1条の上尾市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

- 2 前条第1項の規定は、地方自治法第258条第1項において準用する法第38条第4項の手数料について準用する。

- 3 前条第1項の規定は、公職選挙法第216条第1項において読み替えて準用する法第38条第4項の手数料について準用する。この場合において、前条第1項中「法第11条第2項に規定する審理員」とあるのは、「公職選挙法第202条第1項又は第206条第1項の異議の申出を受けた選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

- 4 前条第1項の規定は、地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第4項の手数料について準用する。この場合において、前条第1項中「法第11条第2項に規定する審理員」とあるのは、「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会」と読み替えるものとする。

(手数料の還付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を

超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

交付の方法	種 別	金 額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 20円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙1枚につき 10円
	(2) カラー	用紙1枚につき 20円
備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。		

提案理由

審理員や行政不服審査会に提出された書類等の写し等の交付を受ける際に、審査請求人等が納付する手数料の額を定めたいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例

第 1 条中「いう。）」の次に「及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）」を加える。

第 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（建築主事が行う事務で手数料を徴収するものの種類等）」を付する。

第 3 条に見出しとして「（市長が行う許可、認定等の事務で手数料を徴収するものの種類等）」を付し、同条中「法」の次に「及び政令」を加える。

別表第 2 に次のように加える。

48 政令第 137 条 の 16 第 2 号の規定 に基づく既存建築物 の移転の認定の申請 に対する審査	既存建築物の移転に 対する制限の緩和に 係る認定申請手数料	1 件につき 2 万 7,000 円
---	-------------------------------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成 21 年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄第 1 号を次のように改める。

- (1) 長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。3 の項において同じ。）が提出された場合
- ア 一戸建ての住宅
- (ア) 新築の場合 6,000 円
- (イ) 増築又は改築の場合 1 万円
- イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項から 4 の項までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が 500 平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 1 万 3,000 円
- b 増築又は改築の場合 2 万 1,000 円
- (イ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方

メートル以内のもの

a 新築の場合 2万4,000円

b 増築又は改築の場合 3万7,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 3万5,000円

b 増築又は改築の場合 5万4,000円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 6万5,000円

b 増築又は改築の場合 10万1,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 11万2,000円

b 増築又は改築の場合 17万4,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 18万5,000円

b 増築又は改築の場合 28万7,000円

(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 22万8,000円

b 増築又は改築の場合 35万3,000円

(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの

a 新築の場合 24万3,000円

b 増築又は改築の場合 37万7,000円

別表1の項手数料の金額の欄第3号を次のように改める。

(3) (1)又は(2)以外の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 新築の場合 5万7,000円

(イ) 増築又は改築の場合 8万5,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 12万7,000円

b 増築又は改築の場合 19万4,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 20万円

b 増築又は改築の場合 30万6,000円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 38万9,000円

b 増築又は改築の場合 59万9,000円

(ハ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 69万2,000円

b 増築又は改築の場合 106万8,000円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 118万5,000円

b 増築又は改築の場合 183万2,000円

(ホ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 218万7,000円

b 増築又は改築の場合 338万4,000円

(ヘ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 312万3,000円

b 増築又は改築の場合 483万2,000円

(コ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの

a 新築の場合 382万4,000円

b 増築又は改築の場合 591万9,000円

別表3の項手数料の金額の欄第1号を次のように改める。

(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 新築の場合 3,000円

(イ) 増築又は改築の場合 5,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項及び4の項において同じ。）が500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 6,500円

b 増築又は改築の場合 1万500円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 1万2,000円

b 増築又は改築の場合 1万8,500円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

a 新築の場合 1万7,500円

b 増築又は改築の場合 2万7,000円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合 3万2,500円

b 増築又は改築の場合 5万500円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

a 新築の場合 5万6,000円

- b 増築又は改築の場合 8万7,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 9万2,500円
 - b 増築又は改築の場合 14万3,500円
- (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 11万4,000円
 - b 増築又は改築の場合 17万6,500円
- (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの
 - a 新築の場合 12万1,500円
 - b 増築又は改築の場合 18万8,500円

別表3の項手数料の金額の欄第3号を次のように改める。

- (3) (1)又は(2)以外の場合
 - ア 一戸建ての住宅
 - (ア) 新築の場合 2万8,500円
 - (イ) 増築又は改築の場合 4万2,500円
 - イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
 - (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 6万3,500円
 - b 増築又は改築の場合 9万7,000円
 - (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 10万円
 - b 増築又は改築の場合 15万3,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 19万4,500円
 - b 増築又は改築の場合 29万9,500円

- (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 34万6,000円
 - b 増築又は改築の場合 53万4,000円
- (カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 59万2,500円
 - b 増築又は改築の場合 91万6,000円
- (キ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 109万3,500円
 - b 増築又は改築の場合 169万2,000円
- (ク) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 156万1,500円
 - b 増築又は改築の場合 241万6,000円
- (ケ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの
 - a 新築の場合 191万2,000円
 - b 増築又は改築の場合 295万9,500円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅認定制度の改正に伴い、既存住宅を増改築する場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を追加したいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を改正する条例
の制定について

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を改正する条例
上尾市児童発達支援センターつくし学園条例（平成 1 8 年上尾市条例第 4
2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市つくし学園条例

第 1 条中「、上尾市児童発達支援センターつくし学園」を「上尾市児童発
達支援センターつくし学園」に、「設置する」を「、法第 6 条の 2 の 2 第 2
項に規定する児童発達支援を行う施設として上尾市つくし学園分室（以下
「分室」という。）を上尾市本町四丁目 1 3 番 1 号に設置する」に改める。

第 2 条中「、4 0 人」を「4 0 人とし、分室の通園定員は 1 0 人」に改め
る。

第 3 条の見出しを「（休業日）」に改め、同条第 1 項中「学園」の次に
「及び分室（以下「学園等」という。以下同じ。）」を加え、「休園日」を
「休業日」に改め、同条第 2 項中「学園」を「学園等」に、「休園日」を
「休業日」に改める。

第 4 条の見出しを「（開所時間）」に改め、同条中「学園」を「学園等」
に、「指導時間」を「開所時間」に改める。

第 5 条から第 9 条までの規定中「学園」を「学園等」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「通園児童」を「学園又は分室に通園している児童」に、
「別表」を「それぞれ別表」に改め、同条第 2 項中「学園」の次に「又は分
室」を加える。

第 1 2 条中「置く」を「置き、分室に管理者その他必要な職員を置く」に
改める。

第 1 3 条中「学園」を「学園等」に改める。

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設として上尾市つくし学園分室を設置したいので、この案を提出する。

議案第 32 号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 24 年上尾市条例第 33 号）の一部を次のように改正す
る。

目次中 「 第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）
第 4 章 認知症対応型通所介護 」 を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 50 条—第 59 条）

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針（第 59 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 59 条の 3・第 59 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 59 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 59 条の 6—第 59 条の 20）

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運
営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 59 条の 21・第 59 条の
22）

第 2 款 人員に関する基準（第 59 条の 23・第 59 条の 24）

第 3 款 設備に関する基準（第 59 条の 25・第 59 条の 26）

第 4 款 運営に関する基準（第 59 条の 27—第 59 条の 38）

第 4 章 認知症対応型通所介護 」

に改める。

第 14 条中「及び第 67 条」を「、第 59 条の 6、第 59 条の 28 及び第
59 条の 29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。
第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着

型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支

障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、そ

の合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用

料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通

所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の

職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着

型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又は

がん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条

の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなけ

ればならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適

切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護につ

いて知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。
第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで

」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

利用定員が18人以下の通所介護事業所を地域密着型通所介護事業所と位置付け、その事業所の指定等に関する事務は市が行うと介護保険法に定められたことに伴い、地域密着型通所介護の事業の人員等に関する基準を定めたいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年上尾市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 39 条中第 2 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 39 条中第 1 項を第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援セン

ターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状

況」」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護予防認知症対応型通所介護事業の指定事業者は運営推進会議を設置しなければならないことを当該事業の運営に関する基準に加えたので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 上尾市消費生活センター
- (2) 位置 上尾市柏座四丁目 2 番 3 号

(消費生活相談を行う日及び時間)

第 3 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(職員)

第 4 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第 5 条 センターに消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 前項に規定する相談員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第 1 0 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 2 6 年法律第 7 1 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が

認める者

(相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 センターは、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 センターは、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について条例で定めることとされたため、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 2 上平塚地区地区整備計画区域の表 B 地区の項 1 の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(1) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物</p> <p>(2) サービス業を営む店舗（葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(3) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。）</p> <p>(4) 工場（エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他これに類するものに限る。）</p> |
|---|

別表第 2 の 1 2 上平塚地区地区整備計画区域の表に次のように加える。

<p>C 地区 (上平塚 地区地区 計画の計 画図に表 示するC 地区をい う。)</p>	<p>法別表第2(は)項に 掲げる建築物以外の建 築物</p>			<p>120 m²</p>	<p>建築物の外壁等の面から 敷地境界線までの距離は、 50 cm以上(敷地面積が 500 m²以上の敷地にあっ ては、1 m以上)でなけれ ばならない。ただし、次に 掲げるものは、この限りで ない。</p> <p>(1) 住宅に附属する物置そ の他これに類する建築物 で、軒の高さが2.3 m 以下で、かつ、床面積の 合計が5 m²以内のもの</p> <p>(2) 住宅に附属する車庫又 は駐輪場の用途に供する 建築物で、軒の高さが 2.3 m以下で、かつ、 床面積の合計が30 m²以 内のもの</p> <p>(3) 出窓で、床面からの高 さが30 cm以上で、か つ、奥行45 cm以下の もので、敷地境界線ま での距離が50 cm(敷地 面積が500 m²以上の敷 地にあつては、1 m)に 満たない部分の長さの合 計が4 m以下のもの</p>	<p>建築物の 最高の高さ は、14 m 以下とす る。</p> <p>建築物の 各部分の高 さに係る法 第56条第 1項第1号 の規定の適 用について は、法別表 第3の3の 項(に)欄中 「1.5」 とあるのは 「1.25」 とする。</p>
---	---	--	--	--------------------------	--	---

別表第2の13大谷北部第二地区地区整備計画区域の表A地区の項1の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) ホテル又は旅館 |
| (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物 |
| (3) 法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 |
| (4) 法別表第2(と)項第4号に規定する建築物 |
| (5) サービス業を営む店舗(ペット火葬場その他これに類するものに限る。) |
| (6) 倉庫(遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。) |
| (7) 工場(エンバーミング施設(薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。以下この表において同じ。))その他これに類するものに限る。) |

別表第2の13大谷北部第二地区地区整備計画区域の表B地区の項1の欄を次のように改める。

同上

別表第2の13大谷北部第二地区地区整備計画区域の表C地区からG地区までの項を次のように改める。

<p>C 地区 （大谷北部第二地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。）</p>	<p>同上</p>			<p>500 m²</p>	<p>建築物の外壁等の面から大谷北部第二地区地区計画の計画図に表示する道路の境界線までの距離は5 m以上及びその他の敷地境界線までの距離は1 m以上でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 同一敷地内にある建築物に附属する守衛室その他これに類する建築物の部分で床面積の合計が30 m²未満のもの</p> <p>(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p>	
<p>D 地区 （大谷北部第二地区地区計画の計画図に表示するD地区をいう。）</p>	<p>(1) ホテル又は旅館 (2) サービス業を営む店舗（ペット火葬場その他これに類するものに限る。） (3) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。）</p>			<p>120 m²</p>	<p>建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、50 cm以上でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅に附属する物置その他これに類する建築物</p>	

う。)	る。) (4) 工場（エンバークミ ング施設その他これ に類するものに限 る。)				で、軒の高さが2.3m 以下で、かつ、床面積の 合計が5㎡以内のもの (2) 住宅に附属する車庫又 は駐輪場の用途に供する 建築物で、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、 床面積の合計が30㎡以 内のもの (3) 出窓で、床面からの高 さが30cm以上で、か つ、奥行45cm以下の もので、敷地境界線まで の距離が50cmに満た ない部分の長さの合計が 4m以下のもの	
E 地区 (大谷北 部第二地 区地区計 画の計画 図に表示 するE地 区をいう。)				同上	同上	建築物の 最高の高 さは、16 m以下と する。 建築物の 各部分の 高さは、 当該各 部分から 前面道路 の

						反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下とする。
F 地区 (大谷北部第二地区地区計画の計画図に表示するF地区をいう。)					同上	
G 地区 (大谷北部第二地区地区計画の計画				100m ²	同上	

図に表示
するG地
区をい
う。)

--	--	--	--	--	--	--

別表第2の13大谷北部第二地区地区整備計画区域の表H地区の項を削る。

附 則

この条例は、上平塚地区地区計画及び大谷北部第二地区地区計画を変更するため上尾都市計画地区計画を変更する告示が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

上平塚地区及び大谷北部第二地区のそれぞれの地区整備計画区域における建築物の用途等に関する制限を変更したいので、この案を提出する。

議案第 36 号

上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市建築審査会条例の一部を改正する条例

上尾市建築審査会条例（昭和 62 年上尾市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 3 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を条例で定める必要があるため、この案を提出する。

議案第 37 号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

上尾市火災予防条例（昭和 37 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条、第 18 条関係）

種 類			離隔距離（センチメートル）				備考	
			入力	上方	側方	前方		後方
炉	開放炉	使用温度が 800 度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が 300 度未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が 800 度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が 300 度未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料以外	浴室がバーナーを取り出し口のないもの	21 キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42 キロワット以下）	—	15 注	15	15	注 浴槽との離隔距離は 0 センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は 2 センチメートルとする。
		内がま	21 キロワット以下	—	—	60	—	

			(ふろ用のバーナーもつものにあっては42ワット以下)				
浴室外置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21	キロワット以下 (ふろ用のバーナーもつものにあっては当該バーナーが21キロワット以下で、ふろ用のバーナーが21キロワット以下)	—	15	15	15
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21	キロワット以下 (ふろ用のバーナーもつものにあっては当該バーナーが21キロワット以下で、ふろ用のバーナーが21キロワット以下)	—	15	60	15

		ト以下)				
	内がま	21キロ ワット以 下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70キロ ワット以 下であつ て、ふろ 用バーナ ーが21 キロワッ ト以下)	—	15	60	—
	密閉式	21キロ ワット以 下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70キロ ワット以 下であつ て、ふろ 用バーナ ーが21 キロワッ ト以下)	—	2 注	2	2
	屋外用	21キロ ワット以 下 (ふろ用 以外のバ ーナーを	60	15	15	15

					も に は 一 7 ワ 下 て つ 用 一 キ ト	つ あ 当 ナ 0 ッ で 、 ふ バ が 2 ワ ッ	の て バ が ロ 以 っ か ろ ナ 1 ッ				
不燃	半 密 閉 式	浴 室 内 置	外 取 り 出 し 口 の な い も の	が ま で バ ー ナ ー	2 ワ ッ 下 (以 外 の 一 ナ ー も つ に あ は 4 ロ ワ ッ 以 下)	1 キ ロ 以 下 (ふ ろ 用 バ を の て キ ト 以 下)	—	4.5 注	—	4.5	
			内 が ま		2 ワ ッ 下 (以 外 の 一 ナ ー も つ に あ は 4 ロ ワ ッ 以 下)	1 キ ロ 以 下 (ふ ろ 用 バ を の て キ ト 以 下)	—	—	—	—	
		浴 室 外 置	外 取 り 出 し 口 の な い も の	が ま で バ ー ナ ー	2 ワ ッ 下 (以 外 の 一 ナ ー も つ に あ は 一 ナ ー	1 キ ロ 以 下 (ふ ろ 用 バ を の て バ が	—	4.5	—	4.5	

	70キロワット以下) （ふろ用バーナが21キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下)				
外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下 （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下)	—	4.5	—	4.5
内がま	21キロワット以下 （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下) （ふろ用バーナをのては当該バーナが70キロワット以下)	—	—	—	—

			キ ロ ワ ッ ト以下)				
	密閉式		2 1 キロ ワ ッ ト 以 下 (ふろ用 以外のバ ーナをの もつもの にあつて は当該バ ーナが 7 0 キロ ワ ッ ト 以 下であつ て、ふろ 用バーナ ーが 2 1 キロワッ ト以下)	—	2 注	—	2
	屋外用		2 1 キロ ワ ッ ト 以 下 (ふろ用 以外のバ ーナをの もつもの にあつて は当該バ ーナが 7 0 キロ ワ ッ ト 以 下であつ て、ふろ 用バーナ ーが 2 1 キロワッ ト以下)	30	4.5	—	4.5
液体 燃料	不燃以外		3 9 キロ ワ ッ ト 以 下	60	15	15	15
	不燃		3 9 キロ ワ ッ ト 以	50	5	—	5

					下							
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半閉式・密閉式	パ―ナ―が隠ぺい	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 注2 ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。	
	液体燃料	不燃以外	半閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15		
						26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100	15		注1
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150		
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10		
			密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10			
	不燃	半閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5			
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150			
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5			
				密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60	注2			
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付	14キロワット以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離		

を示す。

			こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの		使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
				12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	42キロワット以	4.5	4.5	4.5	4.5	

			下					
	屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15	
不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
				12キロワット以下	40	4.5	15	4.5
不燃		12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5		
		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの			23キロワットを超える	120	45	150	45	
			23キロワット以下	120	30	100	30	

ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注 熱対流方向が一方に集中する場合には60センチメートルとする。	
		不燃	半密閉式	密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5		4.5
							注					
		開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5			
液体燃料	不燃	半密閉式	密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	注	
						注						
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100			
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15		
					機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5		
上記に分類されないもの						—	150	100	150	100		
乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
						5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50			

				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式			12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合		12キロワット以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合		12キロワット以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
半密閉式				12キロワット以下	—	4.5	—	4.5			

			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
				屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
				液体燃料	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15
不燃		12キロワット以下	20		1.5	—	1.5			
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
				瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5

			ト以下				
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを 超え42キロワット以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合	12キロワットを 超え42キロワット以下	15	15	15	15
	瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを 超え70キロワット以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合	12キロワットを 超え70キロワット以下	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを 超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12キロワットを 超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを 超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間調理台型	12キロワットを 超え70キロワット以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型	12キロワットを 超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5

					ト以下						
	屋外用	常貯蔵型	圧蔵	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		
	不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方方向に集中する場合には60センチメートルとする。	
				全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
				バーナーが露出	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	注2 方向性を有するものにおいては100センチメー
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	

トルとする。

不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5
			全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5
			強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5
液体燃料	不燃開放式	放射型	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20
			自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100
				7キロワット以下	100	50	50	50
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15
			温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150	150
				7キロワット以下	100	100	100	100
不燃	開放式	放射型	放射型	7キロワット以下	80	30	—	5
			自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	—	100
				7キロワット以下	80	30	—	30

			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5			
				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	80	150	—	150			
					7キロワット以下	80	100	—	100			
			固体燃料		—	100	50 注2	50 注2	50 注2			
調理器具	気体燃料 以外	開放式	バーナーが露出	卓上型コンロ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
				卓上型コンロ（2口以上）・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注			
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15		15	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5	
					卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	30	10		10	10
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10		10	
			不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型コンロ（1口）	5.8キロワット以下	80	0		—	0
						卓上型コンロ	14キロワット以下	80	0		—	0

				ろ（2口以下）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	ワット以下					
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリドル	7キロワット以下	80	0	—	0
			バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
			バーナーが隠ぺい		卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
			バーナーが隠ぺい		炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5
			バーナーが隠ぺい		圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5
移動式	液体燃料	不燃以外				6キロワット以下	100	15	15	15
移動式	液体燃料	不燃				6キロワット以下	80	0	—	0
移動式	固体燃料					—	100	30	30	30
電気	電気	不燃以外				2キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
電気	電気	不燃				2キロワット以下	0	0	—	0
電気	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以	100	2	2	2	2
電気	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以	—	20	注1	—	20
電気	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以	—	10	注2	—	10
										注1 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でな

		限る。)		下)					い場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
				4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2	
				4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	15 注1	—	15 注1	
				4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10 注2	—	10 注2	
				4.8キロワット以下)	100	2	2	2	
				4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2	
				5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	—	10 注2	—	10 注2	
不燃	電気	こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0	
				4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0	
				5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	—	0 注2	—	0 注2	
電気	電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 排気口面において

天	火	不燃		2キロワット以下	10	4.5注	—	4.5注	は10センチメートルとする。
電	子	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注 排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	—	4.5注	
電	気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	0	—	0	
電	気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電	気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5注1	0注2	—注2	0注2	

									注 2 排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

総務省令の一部改正に伴い、対象火気設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を整備したいので、この案を提出する。

議案第 38 号

財産の取得について

下記のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

- 1 土地の所在地、種別、数量
別紙のとおり
- 2 取得の目的 公有財産
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得予定価格 467,723,552 円
- 5 契約の相手方 上尾市本町三丁目 1 番 1 号
上尾市土地開発公社

提案理由

上尾市土地開発公社が保有する土地を公有財産として取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年上尾市条例第 7 号）第 3 条の規定により、この案を提出する。

別 紙

	土地の所在	地 番	地 目	登記地積 (m ²)
1	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 1 番 1	畑	2, 3 4 7. 0 0
2	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 1 番 5	畑	8 5 5. 0 0
3	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 2 番 3	山林	1, 1 1 3. 0 0
4	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 3 番 3	山林	8 5 9. 0 0
5	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 7 番 4	宅地	9 1. 1 2
6	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 7 番 6	公衆用 道 路	3 4. 0 0
7	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 7 番 8	宅地	1 2 3. 0 8
8	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 4 7 番 1 0	宅地	3 3. 7 9
9	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 5 1 番 2	雑種地	1 7 6. 0 0
10	上尾市大字壺丁目 字宮前	4 5 1 番 1 5	雑種地	1 2. 0 0
	合 計			5, 6 4 3. 9 9

議案第 39 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 4 月 1 日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項中「皆野・長口上下水道組合」を「皆野・長口下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

議案第40号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島村 穰

提案理由

上平第三土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、別紙路線認定調書記載の道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2059号線	上尾市上平中央二丁目 34番地先	上尾市上平中央三丁目 26番地先	
2060号線	上尾市上平中央三丁目 7番地先	上尾市上平中央二丁目 14番地先	
2061号線	上尾市緑丘四丁目80 1番地先	上尾市上平中央三丁目 27番地先	
31078号線	上尾市上平中央一丁目 29番地先	上尾市上平中央一丁目 27番地先	
31079号線	上尾市上平中央一丁目 27番地先	上尾市上平中央一丁目 26番地先	
31080号線	上尾市上平中央一丁目 26番地先	上尾市上平中央一丁目 13番地先	
31081号線	上尾市上平中央一丁目 24番地先	上尾市上平中央一丁目 25番地先	
31082号線	上尾市上平中央一丁目 24番地先	上尾市上平中央二丁目 20番地先	
31083号線	上尾市上平中央一丁目 12番地先	上尾市上平中央一丁目 27番地先	
31084号線	上尾市上平中央一丁目 14番地先	上尾市上平中央一丁目 25番地先	
31085号線	上尾市上平中央一丁目 23番地先	上尾市上平中央一丁目 22番地先	
31086号線	上尾市上平中央一丁目 26番地先	上尾市上平中央一丁目 19番地先	
31087号線	上尾市上平中央一丁目 22番地先	上尾市上平中央一丁目 21番地先	
31088号線	上尾市上平中央一丁目 19番地先	上尾市上平中央一丁目 18番地先	
31089号線	上尾市上平中央一丁目 20番地先	上尾市上平中央一丁目 17番地先	
31090号線	上尾市上平中央一丁目 21番地先	上尾市上平中央一丁目 15番地先	
31091号線	上尾市上平中央一丁目 16番地先	上尾市上平中央一丁目 17番地先	
31092号線	上尾市上平中央一丁目 18番地先	上尾市上平中央一丁目 12番地先	
31093号線	上尾市上平中央一丁目 16番地先	上尾市上平中央一丁目 13番地先	

3 1 0 9 4 号線	上尾市上平中央一丁目 1 5 番地先	上尾市上平中央一丁目 1 4 番地先	
3 1 0 9 5 号線	上尾市緑丘四丁目 8 0 1 番地先	上尾市上平中央一丁目 9 番地先	
3 1 0 9 6 号線	上尾市上平中央一丁目 1 0 番地先	上尾市上平中央一丁目 9 番地先	
3 1 0 9 7 号線	上尾市上平中央一丁目 9 番地先	上尾市錦町 2 4 番地先	
3 1 0 9 8 号線	上尾市上平中央一丁目 8 番地先	上尾市錦町 2 1 番地先	
3 1 0 9 9 号線	上尾市上平中央一丁目 6 番地先	上尾市緑丘四丁目 8 0 1 番地先	
3 1 1 0 0 号線	上尾市上平中央一丁目 2 番地先	上尾市上平中央一丁目 6 番地先	
3 1 1 0 1 号線	上尾市上平中央一丁目 2 番地先	上尾市上平中央一丁目 6 番地先	
3 1 1 0 2 号線	上尾市緑丘四丁目 8 0 0 番地先	上尾市緑丘四丁目 8 0 1 番地先	
3 1 1 0 3 号線	上尾市上平中央一丁目 1 番地先	上尾市緑丘四丁目 8 0 0 番地先	
3 1 1 0 4 号線	上尾市緑丘五丁目 3 番 地先	上尾市緑丘四丁目 1 8 8 番地先	
3 1 1 0 5 号線	上尾市上平中央二丁目 3 7 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 6 番地先	
3 1 1 0 6 号線	上尾市上平中央二丁目 3 6 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 7 番地先	
3 1 1 0 7 号線	上尾市上平中央二丁目 3 5 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 4 番地先	
3 1 1 0 8 号線	上尾市上平中央二丁目 3 6 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 1 番地先	
3 1 1 0 9 号線	上尾市上平中央二丁目 3 4 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 7 番地先	
3 1 1 1 0 号線	上尾市上平中央二丁目 3 0 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 1 番地先	
3 1 1 1 1 号線	上尾市上平中央二丁目 2 8 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 2 番地先	
3 1 1 1 2 号線	上尾市上平中央二丁目 3 2 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 0 番地先	
3 1 1 1 3 号線	上尾市上平中央二丁目 3 1 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 1 番地先	
3 1 1 1 4 号線	上尾市上平中央二丁目 2 9 番地先	上尾市上平中央二丁目 3 0 番地先	
3 1 1 1 5 号線	上尾市上平中央二丁目 3 3 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 8 番地先	

3 1 1 1 6 号線	上尾市上平中央二丁目 2 7 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 0 番地先	
3 1 1 1 7 号線	上尾市上平中央二丁目 2 1 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 0 番地先	
3 1 1 1 8 号線	上尾市上平中央二丁目 2 3 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 2 番地先	
3 1 1 1 9 号線	上尾市上平中央二丁目 2 4 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 3 番地先	
3 1 1 2 0 号線	上尾市上平中央二丁目 2 5 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 4 番地先	
3 1 1 2 1 号線	上尾市上平中央二丁目 2 6 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 5 番地先	
3 1 1 2 2 号線	上尾市上平中央二丁目 2 3 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 1 番地先	
3 1 1 2 3 号線	上尾市上平中央二丁目 1 8 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 6 番地先	
3 1 1 2 4 号線	上尾市上平中央二丁目 1 9 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 6 番地先	
3 1 1 2 5 号線	上尾市上平中央二丁目 1 5 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 番地先	
3 1 1 2 6 号線	上尾市上平中央二丁目 1 4 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 3 番地先	
3 1 1 2 7 号線	上尾市上平中央二丁目 1 5 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 6 番地先	
3 1 1 2 8 号線	上尾市上平中央二丁目 1 8 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 7 番地先	
3 1 1 2 9 号線	上尾市上平中央二丁目 1 5 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 0 番地先	
3 1 1 3 0 号線	上尾市上平中央二丁目 1 3 番地先	上尾市上平中央二丁目 1 2 番地先	
3 1 1 3 1 号線	上尾市上平中央二丁目 8 番地先	上尾市上平中央二丁目 4 番地先	
3 1 1 3 2 号線	上尾市上平中央二丁目 1 2 番地先	上尾市上平中央二丁目 7 番地先	
3 1 1 3 3 号線	上尾市上平中央二丁目 4 番地先	上尾市上平中央二丁目 9 番地先	
3 1 1 3 4 号線	上尾市上平中央二丁目 1 1 番地先	上尾市上平中央二丁目 8 番地先	
3 1 1 3 5 号線	上尾市上平中央二丁目 6 番地先	上尾市上平中央二丁目 7 番地先	
3 1 1 3 6 号線	上尾市上平中央二丁目 6 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 番地先	
3 1 1 3 7 号線	上尾市上平中央二丁目 3 番地先	上尾市上平中央二丁目 2 番地先	

3 1 1 3 8 号線	上尾市上平中央二丁目 5番地先	上尾市上平中央二丁目 3番地先	
3 1 1 3 9 号線	上尾市上平中央二丁目 3番地先	上尾市上平中央二丁目 1番地先	
3 1 1 4 0 号線	上尾市上平中央二丁目 1番地先	上尾市錦町20番地先	
3 1 1 4 1 号線	上尾市上平中央三丁目 38番地先	上尾市上平中央三丁目 27番地先	
3 1 1 4 2 号線	上尾市上平中央三丁目 40番地先	上尾市上平中央三丁目 41番地先	
3 1 1 4 3 号線	上尾市上平中央三丁目 41番地先	上尾市上平中央三丁目 44番地先	
3 1 1 4 4 号線	上尾市上平中央三丁目 44番地先	上尾市上平中央三丁目 43番地先	
3 1 1 4 5 号線	上尾市上平中央三丁目 39番地先	上尾市上平中央三丁目 38番地先	
3 1 1 4 6 号線	上尾市上平中央三丁目 43番地先	上尾市上平中央三丁目 31番地先	
3 1 1 4 7 号線	上尾市上平中央三丁目 37番地先	上尾市上平中央三丁目 39番地先	
3 1 1 4 8 号線	上尾市上平中央三丁目 30番地先	上尾市上平中央三丁目 31番地先	
3 1 1 4 9 号線	上尾市上平中央三丁目 35番地先	上尾市上平中央三丁目 37番地先	
3 1 1 5 0 号線	上尾市上平中央三丁目 30番地先	上尾市上平中央三丁目 30番地先	
3 1 1 5 1 号線	上尾市上平中央三丁目 36番地先	上尾市上平中央三丁目 35番地先	
3 1 1 5 2 号線	上尾市上平中央三丁目 34番地先	上尾市上平中央三丁目 42番地先	
3 1 1 5 3 号線	上尾市上平中央三丁目 30番地先	上尾市上平中央三丁目 29番地先	
3 1 1 5 4 号線	上尾市上平中央三丁目 33番地先	上尾市上平中央三丁目 34番地先	
3 1 1 5 5 号線	上尾市上平中央三丁目 32番地先	上尾市上平中央三丁目 33番地先	
3 1 1 5 6 号線	上尾市上平中央三丁目 26番地先	上尾市上平中央三丁目 32番地先	
3 1 1 5 7 号線	上尾市上平中央三丁目 28番地先	上尾市上平中央三丁目 29番地先	
3 1 1 5 8 号線	上尾市上平中央三丁目 28番地先	上尾市上平中央三丁目 27番地先	
3 1 1 5 9 号線	上尾市上平中央三丁目 23番地先	上尾市上平中央三丁目 25番地先	

3 1 1 6 0 号線	上尾市上平中央三丁目 2 0 番地先	上尾市上平中央三丁目 2 5 番地先	
3 1 1 6 1 号線	上尾市上平中央三丁目 1 5 番地先	上尾市上平中央三丁目 2 0 番地先	
3 1 1 6 2 号線	上尾市上平中央三丁目 2 4 番地先	上尾市上平中央三丁目 2 2 番地先	
3 1 1 6 3 号線	上尾市上平中央三丁目 2 2 番地先	上尾市上平中央三丁目 2 1 番地先	
3 1 1 6 4 号線	上尾市上平中央三丁目 2 2 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 6 番地先	
3 1 1 6 5 号線	上尾市上平中央三丁目 1 9 番地先	上尾市上平中央三丁目 2 0 番地先	
3 1 1 6 6 号線	上尾市上平中央三丁目 1 8 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 9 番地先	
3 1 1 6 7 号線	上尾市上平中央三丁目 1 7 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 8 番地先	
3 1 1 6 8 号線	上尾市上平中央三丁目 1 6 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 5 番地先	
3 1 1 6 9 号線	上尾市上平中央三丁目 4 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 7 番地先	
3 1 1 7 0 号線	上尾市上平中央三丁目 1 4 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 3 番地先	
3 1 1 7 1 号線	上尾市上平中央三丁目 1 0 番地先	上尾市上平中央三丁目 4 番地先	
3 1 1 7 2 号線	上尾市上平中央三丁目 1 3 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 3 番地先	
3 1 1 7 3 号線	上尾市上平中央三丁目 1 3 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 0 番地先	
3 1 1 7 4 号線	上尾市上平中央三丁目 8 番地先	上尾市上平中央三丁目 4 番地先	
3 1 1 7 5 号線	上尾市上平中央三丁目 1 1 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 0 番地先	
3 1 1 7 6 号線	上尾市上平中央三丁目 1 2 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 1 番地先	
3 1 1 7 7 号線	上尾市上平中央三丁目 1 3 番地先	上尾市上平中央三丁目 1 2 番地先	
3 1 1 7 8 号線	上尾市上平中央三丁目 9 番地先	上尾市上平中央三丁目 8 番地先	
3 1 1 7 9 号線	上尾市上平中央三丁目 1 2 番地先	上尾市上平中央三丁目 7 番地先	
3 1 1 8 0 号線	上尾市上平中央三丁目 6 番地先	上尾市上平中央三丁目 7 番地先	
3 1 1 8 1 号線	上尾市上平中央三丁目 5 番地先	上尾市上平中央三丁目 6 番地先	

3 1 1 8 2 号線	上尾市上平中央三丁目 3 番地先	上尾市上平中央三丁目 5 番地先	
3 1 1 8 3 号線	上尾市上平中央三丁目 2 番地先	上尾市上平中央三丁目 3 番地先	
3 1 1 8 4 号線	上尾市上平中央三丁目 1 番地先	上尾市上平中央三丁目 3 番地先	

議案第 4 1 号

市道路線の廃止について

別紙路線廃止調書のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

提案理由

上平第三土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、別紙路線廃止調書記載の市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
30283号線	上尾市大字久保字山の 下108番地先	上尾市緑丘五丁目3番 地先	
30284号線	上尾市大字久保字前通 210番地先	上尾市大字南字南裏8 1番地先	
30285号線	上尾市大字西門前字西 130番地先	上尾市大字西門前字西 121番地先	
30286号線	上尾市大字西門前字寺 廻342番地先	上尾市大字西門前字寺 廻341番地先	
30287号線	上尾市大字西門前字寺 廻340番地先	上尾市大字西門前字寺 廻347番地先	
30288号線	上尾市大字西門前字寺 廻344番地先	上尾市大字西門前字寺 廻345番地先	
30289号線	上尾市大字西門前字寺 廻364番地先	上尾市大字南字南裏7 3番地先	
30290号線	上尾市大字南字南裏8 8番地先	上尾市大字南字南一8 9番地先	
30291号線	上尾市大字久保字前通 222番地先	上尾市大字久保字前通 215番地先	
30292号線	上尾市大字西門前字南 前672番地先	上尾市大字久保字前通 215番地先	
30293号線	上尾市大字久保字前通 242番地先	上尾市大字久保字前通 227番地先	
30294号線	上尾市大字久保字前通 249番地先	上尾市大字西門前字西 202番地先	
30295号線	上尾市大字西門前字西 189番地先	上尾市大字西門前字西 192番地先	
30296号線	上尾市大字西門前字南 前669番地先	上尾市大字西門前字西 222番地先	
30297号線	上尾市大字西門前字南 前627番地先	上尾市大字西門前字南 前611番地先	
30298号線	上尾市大字久保字前通 269番地先	上尾市大字西門前字南 前600番地先	
30299号線	上尾市大字南字南前5 7番地先	上尾市大字南字南前6 0番地先	
30300号線	上尾市大字南字南前5 4番地先	上尾市大字南字南前5 2番地先	
30301号線	上尾市大字南字南前5 0番地先	上尾市大字久保字前通 269番地先	

30302号線	上尾市緑丘四丁目7番地先	上尾市緑丘四丁目70番地先	
30303号線	上尾市緑丘四丁目187番地先	上尾市緑丘四丁目7番地先	
30314号線	上尾市緑丘四丁目24番地先	上尾市緑丘四丁目596番地先	
30317号線	上尾市錦町21番地先	上尾市大字久保字前通238番地先	
30346号線	上尾市大字西門前字南前669番地先	上尾市大字西門前字南前630番地先	
30347号線	上尾市大字上尾村字田向1612番地先	上尾市大字西門前字南前664番地先	
30348号線	上尾市大字西門前字南前688番地先	上尾市大字西門前字南前687番地先	
30349号線	上尾市大字西門前字南前687番地先	上尾市大字西門前字南前687番地先	
30350号線	上尾市大字西門前字南前688番地先	上尾市大字西門前字南前688番地先	
30351号線	上尾市大字西門前字南前691番地先	上尾市大字西門前字南前687番地先	
30352号線	上尾市大字西門前字南前690番地先	上尾市大字西門前字南前688番地先	
30353号線	上尾市大字西門前字南前692番地先	上尾市大字西門前字南前694番地先	
30354号線	上尾市大字西門前字南前697番地先	上尾市大字西門前字南前694番地先	
30854号線	上尾市大字西門前字南前620番地先	上尾市大字西門前字南前620番地先	

議案第 4 2 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地
1 0 7 7 4 号線	上尾市大字小敷谷字南 前 3 3 0 番地先	上尾市大字小敷谷字西 通 1 0 8 3 番地先	

提案理由

丸山都市下水路の側道を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条
第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 3 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地
2 1 4 8 5 号線	上尾市春日一丁目 8 1 番地先	上尾市春日一丁目 8 1 番地先	
2 1 4 8 6 号線	上尾市富士見二丁目 8 6 番地先	上尾市富士見二丁目 8 6 番地先	
3 1 1 8 5 号線	上尾市大字平塚字荒井 1 5 7 5 番地先	上尾市大字平塚字荒井 1 5 7 3 番地先	
4 0 5 4 2 号線	上尾市大字中新井字北 原 2 9 7 番地先	上尾市大字中新井字北 原 2 9 7 番地先	
5 1 1 2 4 号線	上尾市大字上尾下字長 橋 7 8 9 番地先	上尾市大字上尾下字長 橋 7 3 3 番地先	
5 1 1 2 5 号線	上尾市大字瓦葺字荒神 前 1 9 7 1 番地先	上尾市大字瓦葺字荒神 前 1 9 7 7 番地先	

提案理由

都市計画法第 4 0 条第 2 項の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 4 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 根 章 正

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員関根章正氏の任期は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 4 5 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

北 川 純 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に北川純一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第46号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島村 穰

記

○○○○○○○○○○○○○○

今川 修一

○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員に今川修一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 47 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

○○○○○○○○○○○○○○

藤 波 貢

○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員に藤波貢氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 48 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大 木 口 夫

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に大木口夫氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 49 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

奥 隅 公 仁 男

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に奥隅公仁男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第50号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成28年2月25日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

田 中 虎 久

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に田中虎久氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 1 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

渡 邊 悠 次

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に渡邊悠次氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 2 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

小 川 英 俊

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に小川英俊氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 53 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

○○○○○○○○○○○○

新 木 英 男

○○○○○○○○○○○○

提案理由

農業委員会委員に新木英男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 4 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

内 田 栄 作

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に内田栄作氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 55 号

農業委員会委員の任命について

上尾市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

上尾市長 島 村 穰

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

嶋 田 弘

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

農業委員会委員に嶋田弘氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出する。